



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年3月20日火曜日 第1845号外3

### ◇ 目次 ◇ 規 則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則..... 1

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則等の一部を改正する規則... 1

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正す

る規則..... 5

愛媛県感染症診査協議会条例施行規則..... 8

**告 示**

知事が定める地域等の指定の一部改正（2件）..... 9

### 規 則

#### ○愛媛県規則第3号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加戸守行

#### 審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           省略             省略  <u>愛媛県感染症診査協議会委員</u>  <u>愛媛県感染症診査協議会臨時委員</u>             省略  <u>愛媛県教職員健康審査委員会委員</u>             省略            警察署協議会委員  <u>愛媛県留置施設視察委員会委員</u> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           省略  <u>結核診査協議会委員</u>            省略  <u>感染症診査協議会委員</u>             省略  <u>愛媛県教職員結核審査委員会委員</u>             省略            警察署協議会委員         </div>

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中愛媛県留置施設視察委員会委員に係る部分は、愛媛県留置施設視察委員会条例（平成19年愛媛県条例第32号）の施行の日から施行する。

#### ○愛媛県規則第4号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加戸守行

#### 生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則等の一部を改正する規則

（生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部改正）

**第1条** 生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則（昭和32年愛媛県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
<b>別表第1（第2条関係）</b> 生活福祉資金（長期生活支援資金及び離職者支援資金を除く。）の貸付基準 (1) 省略 (2) 貸付金の種類、対象経費、区分、限度額、償還期間及び据置期間						<b>別表第1（第2条関係）</b> 生活福祉資金（長期生活支援資金及び離職者支援資金を除く。）の貸付基準 (1) 省略 (2) 貸付金の種類、対象経費、区分、限度額、償還期間及び据置期間					
貸付金の種類	対象経費	区 分	限 度 額	償 還 期 間（据 置 期 間 を 除 く。）	据 置 期 間	貸付金の種類	対象経費	区 分	限 度 額	償 還 期 間（据 置 期 間 を 除 く。）	据 置 期 間
1～3 省略						1～3 省略					
4 修学 資金	(1) 高等学校(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。))に規定する高等学校並びに中等教育学校の後期課程又は特別支援学校 ____の高等部及び専修学校の高等課程をいう。以下同じ。)、大学(法に規定する大学及び専修学校の専門課程をいう。以下同じ。))又は高等専門学校(法に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。)に就学するのに必要な経費	省 略				4 修学 資金	(1) 高等学校(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。))に規定する高等学校並びに中等教育学校の後期課程、盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程をいう。以下同じ。)、大学(法に規定する大学及び専修学校の専門課程をいう。以下同じ。))又は高等専門学校(法に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。)に就学するのに必要な経費	省 略			
	(2) 省略						(2) 省略				
5～7 省略						5～7 省略					
(3)～(9) 省略						(3)～(9) 省略					

(災害救助法施行細則の一部改正)

**第2条** 災害救助法施行細則(昭和35年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表1（第3条関係）</b> 救助の程度・方法及び期間 1～7 省略 8 学用品の給与 ア 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。))により学用品を喪失し又は		<b>別表1（第3条関係）</b> 救助の程度・方法及び期間 1～7 省略 8 学用品の給与 ア 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。))により学用品を喪失し又は	

損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校  
 \_\_\_\_\_の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものである。

イ～エ 省略

9～12 省略

損傷し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものである。

イ～エ 省略

9～12 省略

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第3条 児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
様式第8号（第5条関係） 指定療育機関指定申請書						様式第8号（第5条関係） 指定療育機関指定申請書							
省略						省略							
児童の教育に必要な設備	学校名称	設置又は開始年月日		学校の種別 (6)	特別支援学校、特別支援学級、教員派遣	児童の教育に必要な設備	学校名称	設置又は開始年月日		学校の種別 (6)	養護学校、特殊学校、教員派遣		
	小学部			学級数	教員数		在籍児童数	小学部			学級数	教員数	在籍児童数
	中学部							中学部					
記載要領 省略						記載要領 省略							
備考 添付する図面は、病院の建物の配置図及び平面図であるが、配置図には特別支援学校、特別支援学級又は教員派遣により行われる場所及び結核にかかっている児童のみを収容する病室の位置を明示し、平面図には結核にかかっている児童のみを収容する病室の位置及びその各室ごとの収容定員を明示すること。						備考 添付する図面は、病院の建物の配置図及び平面図であるが、配置図には養護学校、特殊学校又は教員派遣により行われる場所及び結核にかかっている児童のみを収容する病室の位置を明示し、平面図には結核にかかっている児童のみを収容する病室の位置及びその各室ごとの収容定員を明示すること。							

（愛媛県重度心身障害児福祉手当支給規則の一部改正）

第4条 愛媛県重度心身障害児福祉手当支給規則（昭和44年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
様式第1号（第4条関係）						様式第1号（第4条関係）					
省略						省略					
障害発生又は発見時期	生まれた時から	就学状況	未就学	猶予	免除	障害発生又は発見時期	生まれた時から	就学状況	未就学	猶予	免除
	満歳の時		特別支援学級（卒、在）	普通学級（卒、在）	その他（ ）		特別学級（卒、在）		普通学級（卒、在）	その他（ ）	
注 省略						注 省略					

（愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

第5条 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<b>様式第25号（第10条関係） 年金受給権者現況届書</b>				<b>様式第25号（第10条関係） 年金受給権者現況届書</b>			
省略				省略			
省略				省略			
年金受給権者	住所			住所			
	氏名	男 女	生年月日	年 月 日			
現況	施設入所等の有無		年金管理者の有無				
	1 省略		省略				
	2 (1) <u>特別支援学校</u> (2) <u>特別支援学級</u> (3) 省略						
注 省略				注 省略			

（愛媛県災害遺児福祉手当支給規則の一部改正）

**第6条** 愛媛県災害遺児福祉手当支給規則（昭和47年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>様式第3号（第5条関係） 災害遺児福祉手当証書（その2）</b>		<b>様式第3号（第5条関係） 災害遺児福祉手当証書（その2）</b>	
省略		省略	
お知らせ		お知らせ	
1～3 省略		1～3 省略	
4 次の場合には、市町役場を経由して知事に届け出てください。		4 次の場合には、市町役場を経由して知事に届け出てください。	
(1) 住所、氏名及び印鑑が <u>変わった</u> とき。		(1) 住所、氏名及び印鑑が <u>変つた</u> とき。	
(2) 遺児が義務教育を終了したとき（ <u>特別支援学校</u> の中学部を終了したときを含む。）ただし、義務教育終了の年度の翌年度に高等学校（ <u>特別支援学校</u> の高等部を含む。以下同じ。）に入学する場合には、高等学校を卒業したとき。		(2) 遺児が義務教育を終了したとき。（ <u>盲学校、ろう学校、養育学校の中学部</u> を終了したときを含む。）ただし、義務教育終了の年度の翌年度に高等学校（ <u>盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部</u> を含む。以下同じ。）に入学する場合には、高等学校を卒業したとき。	
(3) 省略		(3) 省略	
(4) 受給者が <u>変わった</u> とき。		(4) 受給者が <u>変つた</u> とき。	
(5) 省略		(5) 省略	
省略		省略	
<b>様式第8号（第9条関係） 災害遺児福祉手当受給資格喪失届</b>		<b>様式第8号（第9条関係） 災害遺児福祉手当受給資格喪失届</b>	
省略		省略	
省略		省略	
資格喪失の理由	資 格 喪 失 の 理 由	資 格 喪 失 の 理 由	資 格 喪 失 の 理 由
	イ 遺児が義務教育を終了した。（ <u>特別支援学校</u> の中学部を終了したときを含む。）	イ 遺児が義務教育を終了した。（ <u>盲学校、ろう学校又は養護学校の中学部</u> を終了したときを含む。）	
ロ～ト 省略		ロ～ト 省略	
省略		省略	
省略		省略	

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。  
( 児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置 )
- 2 この規則施行の際現に第 3 条の規定による改正前の児童福祉法施行細則様式第 8 号の規定により提出されている書類は、同条の規定による改正後の児童福祉法施行細則様式第 8 号の規定により提出された書類とみなす。  
( 愛媛県重度心身障害児福祉手当支給規則の一部改正に伴う経過措置 )
- 3 この規則施行の際現に第 4 条の規定による改正前の愛媛県重度心身障害児福祉手当支給規則様式第 1 号の規定により提出されている書類は、同条の規定による改正後の愛媛県重度心身障害児福祉手当支給規則様式第 1 号の規定により提出された書類とみなす。



○愛媛県規則第 5 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則( 昭和41年愛媛県規則第32号 )の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 趣旨 )</p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律( 昭和25年法律第123号。以下「法」という。)及び精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例( 平成19年愛媛県条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>第23条</b> 省略</p> <p>( 任意入院者の定期病状報告 )</p> <p><b>第23条の 2</b> 条例第 1 条の規定による報告は、任意入院者定期病状報告書( 様式第18号の 7 )により、当該保健所長を経てするものとする。</p>	<p>( 趣旨 )</p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律( 昭和25年法律第123号。以下「法」という。) _____ の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>第23条</b> 省略</p>

様式第18号の 6 の次に次の 1 様式を加える。

(表)

任意入院者定期病状報告書			
愛媛県知事	様	年 月 日	
		病院所在地 所在地名	(印)
任意入院者	フリガナ名 氏名	(男・女)	生年月日 年 月 日 (生 歳)
	住 所	都道府県 市区	町村 区
任意入院年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日
			入院形態
前回の報告 年 月 日	年 月 日		
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症
	ICDカテゴリ( )	ICDカテゴリ( )	
生活歴及び現病歴  (推定発病年月、精神科又は神経科の受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄 )		
入 院 歴	初回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態 )		
	前回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態 )		
	初回から前回までの入院回数 計 回		
過去12箇月間の病状又は状態像の経過の概要、治療の内容及びその結果(過去12箇月間に行動制限が行われた場合は、その必要性を記載すること。)			
症 状 の 経 過	1 悪化傾向	2 動揺傾向	3 不変 4 改善傾向
任意入院継続の必要性(通院へ変更ができない理由について具体的に説明すること。)			
今後の治療方針及び退院へ向けた取組			
過去12箇月間の外泊の実績	1 不定期的	2 定期的(ア月単位 イ数箇月単位 ウ盆・正月)	3 なし

  

現在の精神症状	
I 意識	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他( )
II 知能	1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害
III 記憶	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他( )
IV 知覚	1 幻聴 2 幻視 3 その他( )
V 思考	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他( )
VI 感情・情動	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他( )
VII 意欲	1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他( )
VIII 自我意識	1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他( )
IX 食行動	1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他( )
その他の重要な症状	
1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存( ) 4 その他( )	
問題行動等	
1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他( )	
現在の状態像	
1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他( )	
この報告に係る診察年月日	年 月 日
診察した精神保健指定医氏名	署名
精神医療審査会の意見	
措 置	

(裏)

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 太枠内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 3 今回の入院年月日の欄は、今回あなたの病院に入院した年月日を記載すること。
- 4 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第2項に規定する入院、同法第33条第1項及び第4項に規定する入院、同法第33条第2項及び第4項に規定する入院又は同法第33条の4第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。
- 5 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所又は病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 6 前回の報告書の写しを添付することにより生活歴及び現病歴の欄の記載に代えることができる。ただし、新たに判明した事実がある場合には、追加記載すること。
- 7 入院歴の欄は、他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 8 入院時より6箇月の間に、開放処遇が制限された者の6箇月経過時の報告においては、「過去12箇月間」とあるのは「過去6箇月間」と読み替えること。
- 9 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びカタカナを で囲むこと。
- 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医が署名すること。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○愛媛県規則第6号

愛媛県感染症診査協議会条例施行規則を次のとおり定める。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加戸守行

## 愛媛県感染症診査協議会条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、愛媛県感染症診査協議会条例(平成11年愛媛県条例第6号。以下「条例」という。)第6条第1項、第8条及び第9条の規定に基づき、愛媛県感染症診査協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員等)

**第2条** 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

2 知事は、委員若しくは臨時委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員若しくは臨時委員に職務上の義務違反その他委員若しくは臨時委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員又は臨時委員を罷免することができる。

(分科会)

**第3条** 分科会に属すべき委員及び臨時委員の過半数は、医師のうちから指名しなければならない。

(結核分科会)

**第4条** 結核分科会は、毎月2回以上開催しなければならない。ただし、結核分科会長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(部会)

**第5条** 感染症分科会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、感染症分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
四国中央部会	愛媛県四国中央保健所管内に居住し、又は所在する病院若しくは診療所に入院している感染症(結核を除く。以下この項において同じ。)の患者等に係る事項
西条部会	愛媛県西条保健所管内に居住し、又は所在する病院若しくは診療所に入院している感染症の患者等に係る事項
今治部会	愛媛県今治保健所管内に居住し、又は所在する病院若しくは診療所に入院している感染症の患者等に係る事項
松山部会	愛媛県松山保健所管内に居住し、又は所在する病院若しくは診療所に入院している感染症の患者等に係る事項
八幡浜部会	愛媛県八幡浜保健所管内に居住し、又は所在する病院若しくは診療所に入院している感染症の患者等に係る事項
宇和島部会	愛媛県宇和島保健所管内に居住し、又は所在する病院若しくは診療所に入院している感染症の患者等に係る事項

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、条例第3条第1項各号に掲げる者のうちからそれぞれ1人以上とする。ただし、その過半数は、医師のうちから指名しなければならない。

3 部会の委員及び臨時委員は、2以上の部会の委員又は臨時委員を兼ねることができる。

(招集)

**第6条** 会長は、協議会を招集しようとするときは、開会の日の前日までに、会議の日時、場所及び目的である事項を委員及び臨時委員に通知しなければならない。

2 結核分科会長は、結核分科会を招集しようとするときは、開会の日の3日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を結核分科会に属する委員及び臨時委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議録)

**第7条** 会長は、会議の終了後、速やかに、会議録を作成しなければならない。会議録には、次に掲げる事項を記載して、会長及び会議において会長が指名した委員又は臨時委員2人以上が署名しなければならない。

- (1) 開催年月日
- (2) 会議に出席した委員及び臨時委員の氏名
- (3) 議決した事項及び賛否の数
- (4) その他必要な事項

2 会長は、会議録の写しを、その都度知事に提出しなければならない。

(準用)

**第8条** 第6条第1項及び前条の規定は、分科会及び部会について準用する。この場合において、同項中「会長」とあるのは「感染症分科会長又は部会長」と、「協議会」とあるのは「感染症分科会又は部会」と、同条中「会長」とあるのは「分科会にあっては分科会長、部会にあっては部会長」と、同条第2項中「知事」とあるのは「分科会にあっては知事及び会長、部会にあっては知事、会長及び分科会長」と読み替えるものとする。



(庶務)

第9条 条例第8条ただし書に規定する規則で定める保健所は、次のとおりとする。

名 称	保 健 所
感染症分科会	愛媛県松山保健所
感染症分科会四国中央部会	愛媛県四国中央保健所
感染症分科会西条部会	愛媛県西条保健所
感染症分科会今治部会	愛媛県今治保健所
感染症分科会松山部会	愛媛県松山保健所
感染症分科会八幡浜部会	愛媛県八幡浜保健所
感染症分科会宇和島部会	愛媛県宇和島保健所

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。ただし、分科会又は部会に係るものについては、分科会長又は部会長が当該分科会又は部会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

---

告 示

---

○愛媛県告示第486号

知事が定める地域等の指定(昭和39年12月愛媛県告示第1111号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>3 条例第5条第1項第13号の規定により指定する区域 次の表の左欄に掲げる道路から展望できるそれぞれ同表右欄に掲げる区域</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 <u>次に掲げる市町</u>の区域に係るものを除く。</p> <p>(1) 松山市</p> <p>(2) 大洲市</p> <p>(3) 内子町</p> <p>8 規則別表第1第1の2の(7)のウの(7)の規定により指定する区域 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道等から展望できるそれぞれ同表右欄に掲げる区域</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 <u>次に掲げる市町</u>の区域に係るものを除く。</p> <p>(1) 松山市</p> <p>(2) 大洲市</p> <p>(3) 内子町</p> <p>9 規則別表第1第1の2の(7)のウの(イ)の規定により指定する区間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 <u>次に掲げる市町</u>の区域に係るものを除く。</p>	<p>3 条例第5条第1項第13号の規定により指定する区域 次の表の左欄に掲げる道路から展望できるそれぞれ同表右欄に掲げる区域</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 松山市及び大洲市の区域に係るものを除く。</p> <p>8 規則別表第1第1の2の(7)のウの(7)の規定により指定する区域 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道等から展望できるそれぞれ同表右欄に掲げる区域</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 松山市及び大洲市の区域に係るものを除く。</p> <p>9 規則別表第1第1の2の(7)のウの(イ)の規定により指定する区間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 松山市及び大洲市の区域に係るものを除く。</p>

- (1) 松山市
- (2) 大洲市
- (3) 内子町

○愛媛県告示第487号

知事が定める地域等の指定（昭和39年12月愛媛県告示第1111号）の一部を次のように改正し、平成19年7月1日から施行する。

平成19年3月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>3 条例第5条第1項第13号の規定により指定する区域 次の表の左欄に掲げる道路から展望できるそれぞれ同表右欄に掲げる区域</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 次に掲げる市町の区域に係るものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 省略</li> <li>(2) <u>宇和島市</u></li> <li>(3) 省略</li> <li>(4) 省略</li> </ul> <p>5 条例第5条第1項第18号の規定により指定する空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域 今治駅前広場_____、新居浜駅前広場_____及び西条駅前広場。ただし、歩道敷は、除く。</p> <p>8 規則別表第1第1の2の(7)のウの(7)の規定により指定する区域 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道等から展望できるそれぞれ同表右欄に掲げる区域</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 次に掲げる市町の区域に係るものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 省略</li> <li>(2) <u>宇和島市</u></li> <li>(3) <u>八幡浜市</u></li> <li>(4) 省略</li> <li>(5) 省略</li> </ul> <p>9 規則別表第1第1の2の(7)のウの(イ)の規定により指定する区間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 次に掲げる市町の区域に係るものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 省略</li> <li>(2) <u>宇和島市</u></li> <li>(3) <u>八幡浜市</u></li> <li>(4) 省略</li> <li>(5) 省略</li> </ul>	<p>3 条例第5条第1項第13号の規定により指定する区域 次の表の左欄に掲げる道路から展望できるそれぞれ同表右欄に掲げる区域</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 次に掲げる市町の区域に係るものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 省略</li> <li>(2) 省略</li> <li>(3) 省略</li> </ul> <p>5 条例第5条第1項第18号の規定により指定する空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域 今治駅前広場、<u>宇和島駅前広場</u>、<u>新居浜駅前広場</u>、<u>八幡浜駅前広場</u>及び西条駅前広場。ただし、歩道敷は、除く。</p> <p>8 規則別表第1第1の2の(7)のウの(7)の規定により指定する区域 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道等から展望できるそれぞれ同表右欄に掲げる区域</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 次に掲げる市町の区域に係るものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 省略</li> <li>(2) 省略</li> <li>(3) 省略</li> </ul> <p>9 規則別表第1第1の2の(7)のウの(イ)の規定により指定する区間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 次に掲げる市町の区域に係るものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 省略</li> <li>(2) 省略</li> <li>(3) 省略</li> </ul>